

平成29年度
労働行政運営方針
のあらまし



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省 佐賀労働局
労働基準監督署 ハローワーク

平成29年度

労働行政運営方針のあらまし

<CONTENTS>

平成29年度の佐賀労働局行政運営について 1

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性向上に向けた対策の強化 2

- (1) 非正規雇用労働者の待遇改善の推進
- (2) 良質な労働環境の確保のための対策の推進
- (3) 人材力強化・人材確保対策の推進
- (4) 労働者の安全と健康の確保のための対策の推進
- (5) 働き方・休み方改善の推進
- (6) 地方創生の推進
- (7) 総合的ハラスメント対策の一体的実施
- (8) 最低賃金制度の適切な運営
- (9) 個別労働関係紛争の解決の促進

女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画に向けた対策の強化 17

- (1) 女性の活躍推進
- (2) 若者の活躍促進
- (3) 高齢者の活躍促進
- (4) 障害者等の活躍推進
- (5) 特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進
- (6) ハローワーク等におけるマッチング機能の強化

各種の制度 24

平成29年度の佐賀労働局行政運営について

佐賀の「しごと」と「ひと」が輝くために

さが創生に向けた地方自治体との連携等、 関係機関と一体となった業務の推進

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の 整備・生産性向上に向けた対策の強化

非正規雇用労働者の待遇改善の推進

- 「佐賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」の推進
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

良質な労働環境の確保のための対策と推進

- 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
- 労働条件の確保・改善対策
- 労働保険制度の適正な運営

人材力強化・人材確保対策の推進

- 職業能力開発等
- 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境整備

労働者の安全と健康の確保のための対策の推進

- 労働災害の減少に向けた対策
- 職場におけるメンタルヘルス・産業保健対策
- 職業性疾病等の予防対策

働き方・休み方改善の推進

- 働き方改革・休暇取得促進
- 仕事と生活の調和実現に向けた働き方・休み方の見直し

地方創生の推進

- 佐賀県との雇用対策協定締結を通じた地方創生の推進
- 一体的実施事業の実施

総合的ハラスメントの防止の一体的実施

- 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策の推進
- 職場のパワハラ等の予防等に向けた環境整備

最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金審議会の円滑・適切な運営等
- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

個別労働関係紛争の解決の促進

- 総合労働相談コーナーの機能強化
- 効果的な助言・指導及びあっせんの実施

女性、若者、高齢者、障害者等の多様な 働き手の参画に向けた対策の強化

女性の活躍推進

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の実効性確保
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
- 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

若者の活躍推進

- 「若者雇用促進法」に基づく取組の促進
- 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援
- ユースエール認定制度・若者応援宣言事業の推進

高齢者の活躍推進

- 高齢者雇用確保措置未実施企業への指導
- 高齢者等の再就職の援助・促進
- 生涯現役社会の実現に向けた取組

若者の活躍推進

- 「若者雇用促進法」に基づく取組の促進
- 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援
- ユースエール認定制度・若者応援宣言事業の推進

障害者等の活躍推進

- 障害者雇用率達成指導の厳正な実施等
- 多様な障害特性に応じた就労支援・定着支援の充実
- がん等の疾病による長期療養が必要な者に対する就労支援

特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進

- 生活保護受給者等生活に困窮する者の就労支援
- ひとり親に対する就業対策の推進

ハローワーク等におけるマッチング機能の強化

- 効果的なマッチングの推進
- 雇用保険受給者の早期再就職の促進

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省 佐賀労働局

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性向上に向けた対策の強化

急速に進展する少子高齢化、若者を中心とした人口流出による労働力人口の減少という問題を乗り越え「さが創生」を実現するためには、企業の経営トップの意識改革やリーダーシップによる生産性の向上や魅力ある職場づくりの推進が不可欠です。

このため、政労使等の代表による「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」を引続き開催し、関係者の共通認識の形成や気運の醸成を行うとともに、連携した対策の検討等を行い、各企業の取組を促進します。

また、佐賀労働局においては、「佐賀労働局魅力ある職場づくり推進本部」の下、若者をはじめとする非正規雇用労働者の正社員化の促進、長時間労働対策・年次有給休暇取得促進施策等の働き方の見直し、女性の職業生活における活躍促進等、佐賀県内の企業が良質な人材を確保することができ、かつ、労働者が安心して将来に希望を持って働くことができる、魅力ある職場づくりに向けて、以下の取組を推進します。

(1) 非正規雇用労働者の待遇改善の推進

ア 「佐賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」の推進

平成28年度から32年度までの5か年間の非正規雇用労働者の正社員転換等を促進する施策をとりまとめた「佐賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、各施策の相乗効果を高めるとともに、社会全体の機運を醸成し、非正規雇用労働者の正社員転換等を強力に促進します。

(ア) ハローワークによる正社員就職の促進

ハローワークにおいて、正社員求人確保、正社員求人を対象としたミニ面接会の実施など充足サービスの強化、正社員求人への応募の勧奨、正社員を希望する求職者への支援等に取り組み、正社員就職を実現します。

(イ) 正社員実現に取り組む事業主への支援

企業内での正規雇用転換、人材育成、処遇改善など、非正規雇用労働者のキャリアアップを総合的（キャリアアップ助成金の活用等を含む）に支援します。

(ウ) 「多様な正社員」の普及・拡大

職務、勤務地、勤務時間等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、労働条件の明示等の雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例及び好事例の提供やキャリアアップ助成金の活用について、事業主等が多数参加する機会を活用して周知を図ります。

イ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

(ア) パートタイム労働法の確実な施行

パートタイム労働者が、その働き・貢献に応じて正社員との均等・均衡が得られるよう、事業主に対する指導等を通してパートタイム労働法に沿った待遇の確保を図ります。

(イ) パートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主等への支援

パートタイム労働者の雇用管理改善に関する情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」の活用について積極的に周知し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主を支援します。

ウ 中小企業等への無期転換ルール等の周知啓発

有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が図られるよう、労働契約法第18条に定める「無期転換ルール」の認知が十分に進んでいない中小企業を中心に、引き続き、その内容の周知を図ります。

エ 佐賀非正規雇用労働者待遇改善支援センターの設置

企業内におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消に向け、賃金制度の見直しなどに関する技術的助言を行うための「佐賀非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、賃金制度・労務管理・企業経営に関する専門知識を有する非正規雇用待遇改善コンサルタントが非正規雇用労働者の待遇改善等に取り組む事業主を支援します。

オ 労働者派遣制度の見直しの着実な実施

労働者派遣事業の健全化、派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ、派遣期間規制及び派遣労働者の均衡待遇措置等労働者派遣法の円滑な施行に向けて、事業所や労働者に対して丁寧な周知及び厳正な指導監督を行います。

(2) 良質な労働環境の確保のための対策の推進

ア 働き過ぎ防止に向けた取組の推進

(ア) 過労死防止対策の推進

過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）に沿って、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。

また、過労死等防止啓発月間（11月）における取組をはじめ、啓発等の実施に当たっては、地方公共団体と積極的な協力・連携を図ります。

(イ) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間労働を抑制し、過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金及び健康管理等に係る労働基準法の規定の履行確保を図ります。

また、時間外労働協定が適正に締結されるよう関係法令の周知を徹底します。

特に、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては、監督指導を徹底します。

さらに、11月を「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

イ 労働条件の確保・改善対策

(ア) 法定労働条件の確保等

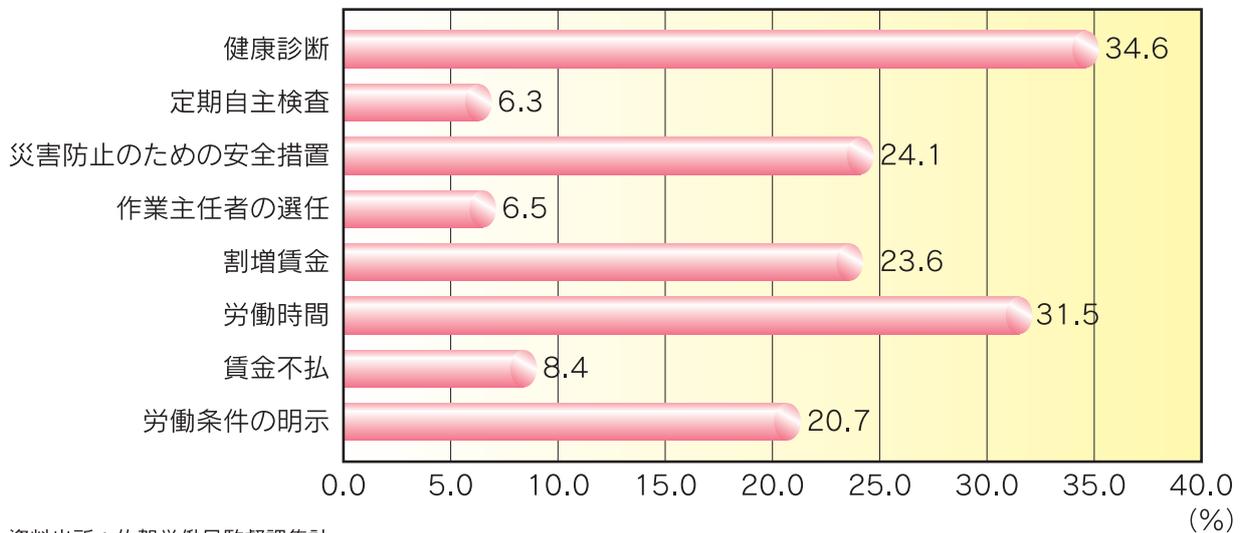
a 基本的労働条件の確立等

労働基準関係法令について、周知徹底を図るとともに、的確な監督指導等の実施によりその履行確保を図ります。また、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処し、同種事案の発生を防止するため、司法処分事案等を積極的に公表します。

また、労働者からの申告事案については、早期解決のために優先的に迅速かつ適切に対処します。

さらに、大型倒産、大量整理解雇等の事案については、迅速かつ適切に監督指導等を実施し、法定労働条件の履行確保を図ります。

平成28年 監督実施状況（違反事業場に占める主な違反内容）



資料出所：佐賀労働局監督課集計

- (注) 1 平成28年1,466事業場に対し監督指導したところ、1,027事業場（70.0%）に法違反が認められた。
 2 違反内容については1つの事業場に複数の違反がある場合、重複して計上しているため合計は100%とはならない。

b 賃金不払残業の防止

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知徹底及び当該ガイドラインの遵守を重点とした監督指導等を行うとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。

c 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

本省において実施する、①平日の夜間・土日に無料で相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」、②労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」や、③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナーについて、周知を図ります。

ハローワーク佐賀に設置している「若者の雇用に関する苦情相談窓口」において、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付け、その中で得られた事業所に関する情報は、以降の職業紹介に活用するとともに、当該窓口で受け付けた相談の内容に労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた場合は、労働基準監督署に情報提供等を行います。

労働基準監督署においては、ハローワークの苦情相談窓口、総合労働相談コーナーや「労働条件相談ほっとライン」で受け付けた相談や情報の内容に応じて必要な監督指導等を実施します。

d 労働法制の基礎知識の普及促進

高校生及び大学生等これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の知識を深める取組について、より多くの学生が受講できるよう対策を強化します。

また、ヤングハローワーク等での若者向けセミナー等における労働法制の普及の取組を引き続き進めます。

e 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組

学生アルバイトに対する書面による労働条件の明示といった労働基準関係法令に関する事項や学業とアルバイトが適切な形で両立されるようなシフト勤務の設定等について、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施などにより、学生や事業主に対する周知・啓発を行うほか、学生からアルバイトの労働条件について相談があった場合には、事案の内容に応じて的確な対応を行うよう取り組みます。

f 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の早期救済を図るため、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運営します。

(イ) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

a 自動車運転者

長時間労働が行われるなど自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保に問題があると認められる事業場に対しては、労働基準関係法令等の遵守の徹底を図るため、的確な監督指導を実施します。

また、佐賀運輸支局等と連携して、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善佐賀県地方協議会」を開催し、トラック運転者の長時間労働抑制等の労働条件改善に取り組みます。

b 外国人労働者、技能実習生

技能実習生を含めた外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案

が多いことから、事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等の徹底を図ります。

また、技能実習生については、労働基準関係法令違反があると考えられる事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処するとともに、出入国管理機関や技能実習法に基づき新設される外国人技能実習機構との適切な連携を行います。

c 障害者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、障害者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

d 介護労働者

介護労働者については、法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準関係法令の適用について、介護事業の許可権限を有する都道府県等と連携して周知するとともに、計画的に監督指導を実施するなどにより労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

(ウ) 労働時間法制の見直し内容の周知

「労働基準法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、その円滑な施行に向け、あらゆる機会を通じて、労使双方に改正内容の周知徹底を図ります。

(エ) 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、的確な監督指導等を実施し、その存在が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

ウ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関からの相談等に対してワンストップで対応できる支援の拠点として、平成27年10月1日から設置された「佐賀県医療勤務環境改善支援センター」において、医療労務支援事業における労働時間管理を中心とする労務管理全般にわたる支援等を地域の関係団体と連携の上、円滑に実施します。また、医療機関の労務管理者等を対象とした労務管理に係る研修会を引き続き実施し、関係機関と連携の上、その内容の充実を図ります。

エ 労働保険制度の適正な運営

(ア) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険制度に対する事業主の理解を促し、繰返し手続指導を行っても自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、職権により保険関係を成立させる等により積極的な未手続事業の解消を図ります。

(イ) 労働保険料等の適正徴収

労働保険料等の適正徴収を確保するため、複数年度にわたり滞納している事業主及び高額滞納事業主を重点に実効ある滞納整理を実施します。

また、適正な申告納付のため、労働者の範囲や雇用保険の加入要件などの理解促進に努めるとともに、効果的な算定基礎調査を実施します。

(ウ) 電子申請及び口座振替納付の利用の促進

手続件数の多い企業、電子申請を利用していない社会保険労務士及び労働保険事務組合等に対して引き続き電子申請の利用勧奨を行います。

また、労働保険料の口座振替について、一層の利用促進を勧奨します。

(エ) 労災保険制度の適正な運営

- a 労災保険給付請求に対して、迅速・適正な処理に努めます。
- b 特に、精神障害等事案及び脳・心臓疾患事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な処理に努めます。

(オ) 雇用保険制度の安定的運営

a 適正な業務の運営

雇用保険法の適用に係る適正な取扱い及び雇用保険受給資格者に対する雇用保険制度の理解と周知を図り、制度の適正な運用を図ります。

b 不正受給の防止

不正受給を防止するため、受給資格者、事業主等に対する雇用保険制度の一層の周知徹底と窓口指導の強化を図ります。

(3) 人材力強化・人材確保対策の推進

ア 職業能力開発等

(ア) 公的職業訓練の効果的な実施

公的職業訓練の実施に当たっては、公共職業訓練と求職者支援訓練とが効果的に実施できるよう、関係機関と連携のうえ総合的な地域職業訓練計画を策定し、地域ニーズに沿った職業訓練の機会を提供します。

また、産学官による地域コンソーシアムを活用し、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるため、職業訓練コースの開発・検証を行います。

ハローワークにおいては、特に若者・女性・ひとり親等職業訓練が必要な方が訓練受講により就職可能性を高められるよう、「ハロートレーニング～急がば学べ～」の愛称・キャッチフレーズを活用した周知、受講勧奨及び誘導を積極的に行うとともに、訓練実施機関とも連携し訓練受講者の就職状況等を的確に把握の上、早期就職に向けた担当者制等によるきめ細かな就職支援を実施します。

(イ) ジョブ・カードの活用促進

佐賀県地域ジョブ・カードセンター等関係機関と役割分担し、企業、職業訓練機関、大学、職業紹介事業者などに対して、ジョブ・カードの活用促進を図っていきます。

ハローワークにおいては、求人受付や企業訪問等の場を活用し、企業内人材育成や社員の職業能力開発のためのツールとしてジョブ・カードを活用するよう周知するとともに、若者、非正規雇用労働者、生活困窮者等求職活動を行うに当たり、その不安の解消が必要な求職者に対し、個々の状況に応じて積極的にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施します。

(ウ) 人材育成に取り組む企業に対する支援の強化

a 雇用型訓練や「セルフ・キャリアドック」の活用促進

人材育成の課題を踏まえた実践的な職業訓練の実施を推進するため、座学と実習を組み合わせた雇用型訓練（有期実習型訓練、実習併用職業訓練）や労働者のキャリア形成において定期的にキャリア・コンサルティングを行う「セルフ・キャリアドック」の導入・実施について、企業に対し広く周知し、活用促進を図っていきます。

b 人材開発支援助成金の活用促進

従業員に職業訓練や自発的な職業能力開発の支援を実施した事業主等に対し、人材開発支援助成金を支給することにより、企業内の人材育成の推進及び労働生産性の向上に向けた取り組みを支援します。

c キャリアアップ助成金（人材育成コース）の活用促進

有期契約労働者等に対する職業訓練等を実施した事業主に対し、訓練経費等を助成することにより、労働者のスキルアップや非正規雇用労働者の正社員化の促進を図ります。

イ 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境整備

(ア) 人材不足分野等における雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の推進

職場定着助成金や建設労働者確保育成助成金等の活用により雇用管理制度の導入・実施を推進するとともに、事業主に対する個別的な相談支援等を行う「雇用管理改善促進事業」に取り組むなど、事業主の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を働きかけます。

(イ) 建設人材確保対策の推進

不足している建設労働者の確保・育成のため、建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底や就職面接会を開催するとともに、建設雇用改善推進対策会議等を活用した関係機関や業界団体等との連携した取組を強化します。

(ウ) 介護・看護・保育士等福祉分野人材の確保・定着

ハローワーク佐賀に設置している「福祉人材コーナー」や県内のハローワークにおいて、潜在有資格者の掘り起しや求人充足に向けた助言・指導、関係機関との共催による就職面接会等を開催するなど、福祉分野人材の確保・定着を支援します。

ウ 地方自治体が誘致した企業の人材確保支援

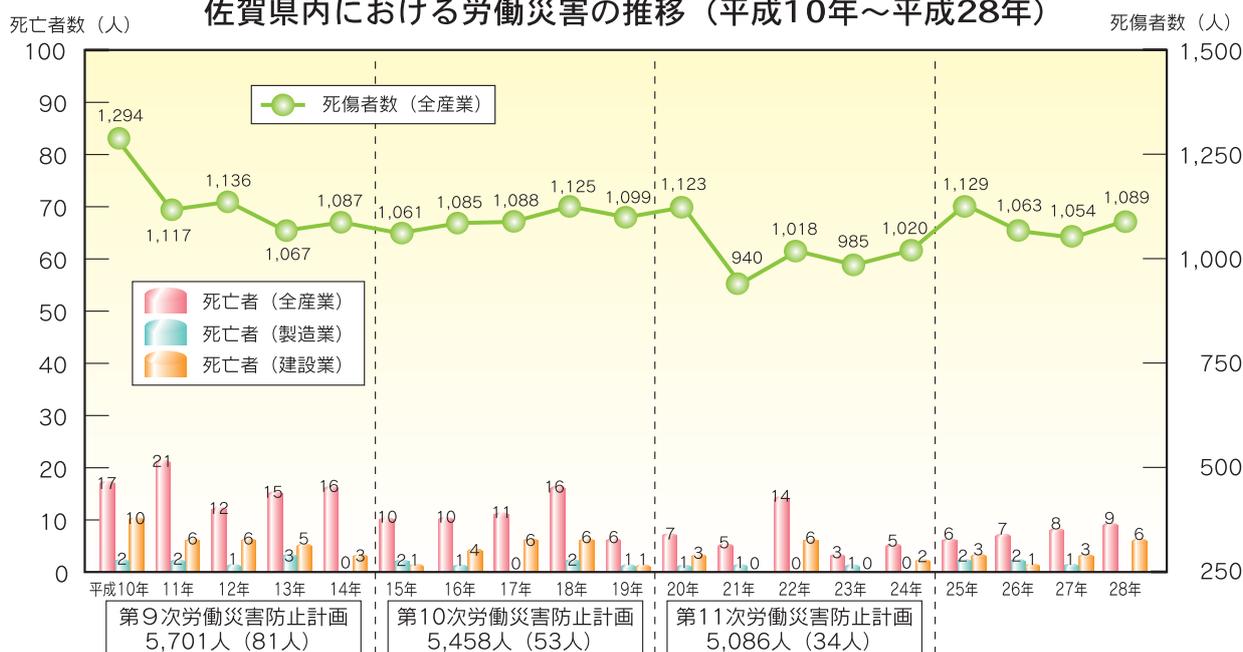
県内の自治体に企業誘致の動きがあった場合は、当該企業の情報や地域の労働市場情報を地方自治体と労働局・ハローワークとで共有し、両者が連携した企業説明会の開催、ハローワークにおけるマッチングの促進等により、当該企業の人材確保を支援します。

(4) 労働者の安全と健康の確保のための対策の推進

○ 建築工事現場の局長パトロール（平成28年7月1日）



佐賀県内における労働災害の推移（平成10年～平成28年）



資料出所：労働者死傷病報告（休業4日以上）による。（ ）の数値は死亡者数の内数。

《 第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）の目標 》

死亡者の数：第11次労働災害防止計画期間中の総数の35%以上減少（期間中22人以下）
 死傷者の数：平成24年に比較し平成29年までに15%以上減少（年867人以下）

ア 労働災害の減少に向けた対策

平成28年の労働災害は、死亡者数9人（前年比1人増）、休業4日以上の死傷者数は1,089人（前年同期比3.3%増加）となっており、目標としていた死亡者数5人未満、休業4日以上の死傷者

数1,000人未満の達成はできませんでした。平成29年度は第12次労働災害防止計画を踏まえ、昨年度に引き続き死亡者数5人未満、休業4日以上之死傷者数1,000人未満に減少させることを目標とし、以下の業種等を重点として労働災害の減少に向けた取組を積極的に推進します。

(ア) 第三次産業

労働災害発生件数の多い小売業及び社会福祉施設を最重点業種として、小売業における多店舗展開企業、複数の社会福祉施設を展開する法人に対し、本社・本部における取組の促進を図り、全店舗・施設における安全衛生水準の向上を図ることが効果的であるため、本社・本部での取組を目的とした「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（平成29年1月より開始）の周知を図るとともに、本社・本部が取り組むべき事項、①経営トップのコミットメントの下、安全衛生方針の作成、②作業マニュアルの作成・周知、③各店舗・施設で行う安全衛生管理活動（4S活動、KY活動、ヒヤリハット活動、危険箇所の「見える化」等）の決定、④店舗・施設への各種支援等の実施を促進します。

(イ) 製造業

製造業の労働災害の約2割を占める機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害等の労働災害を防止するため、機械を使用する事業者や機械を製造する事業者に対して、機械に対するリスクアセスメントの実施等を指導し、機械の安全化の一層の促進を図ります。

また、派遣労働者を使用している製造業の事業場においては、安全衛生教育の徹底や派遣元・派遣先の連携を図ります。

(ウ) 建設業

建設業の労働災害の4割を占める「墜落・転落」災害を防止するため、引き続き、足場からの墜落防止措置の強化等に係る改正労働安全衛生規則の周知徹底を図るとともに、ハーネス型安全帯の普及を図ります。

また、経験の浅い（経験年数1年以下）労働者の安全教育の充実を図るため、建設関係団体と連携し、雇入れ時教育や職長教育等の計画的な取組の促進を図ります。

(エ) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業の労働災害の65%は「荷役作業時の災害」であるため、荷主や陸上貨物運送事業者に対し、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき安全衛生管理体制の確立、荷役作業時の安全措置、荷役作業従事者への安全教育等を中心に指導を実施します。また、業界団体と連携し、陸上貨物運送事業者の自主的取組を促進するため年間安全衛生計画の策定について指導を行います。

(オ) 労働災害を減少させるための業種横断的な取組

- a 休業4日以上之死傷災害の中で最も多い「転倒災害」について、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」により、転倒災害防止のための周知、指導等を労働災害防止団体等と連携して効果的に展開します。

- b 交通労働災害による死亡災害を撲滅するため、関係業界団体等と連携し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知指導を行います。
- c 業務経験の短さ等から相対的に被災しやすいと考えられる非正規労働者等に対する雇入れ時教育の徹底等について集団指導等を行います。

イ 職場におけるメンタルヘルス・産業保健対策

(ア) メンタルヘルス対策

ストレスチェックの実施の徹底を図るため、引き続き署への実施報告の提出状況等から管内の実情を把握しつつ、労働者数50人以上の事業場に対して重点的な指導等を行います。併せて、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく指導を行います。なお、指導等に当たっては、佐賀産業保健総合支援センターの活用を図ります。

また、メンタルヘルスに係る関係団体と連携し、相談窓口の周知・広報を行います。

(イ) 労働者の健康管理対策

労働者の健康管理対策の確実な実施について、産業医への長時間労働者に係る情報の提供の義務化、健康診断実施後の有所見者に係る医師の意見聴取の充実等に関する改正安衛則（平成29年6月1日施行予定）の周知徹底を図ります。

健康診断の実施の徹底を図るとともに、健康診断後の有所見者に係る医師の意見聴取及び就業上の措置の実施の徹底を図ります。

(ウ) 産業保健対策

労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援事業の周知、並びに、同事業の実施主体である「佐賀産業保健総合支援センター」と連携を図り、同センターの利用勧奨を行うとともに運営協議会への参加等により活動を支援します。

ウ 職業性疾病等の予防対策

(ア) 粉じん障害予防対策

陶磁器製造業における粉じん作業、金属製品製造業におけるアーク溶接作業、金属等の研磨作業、岩石等の裁断等作業、ずい道工事等における粉じん障害の防止について、「第8次粉じん障害防止総合対策」に基づき粉じん障害予防対策を推進します。

(イ) 化学物質による健康障害防止対策

化学物質の取扱い事業場に対して、監督指導等を行い、関係法令の遵守徹底を図るとともに、安全データシート（SDS）交付義務対象物質のリスクアセスメントの実施及びリスク低減対策に取り組むよう指導を行います。

(ウ) 石綿健康障害予防対策

石綿使用建築物の解体作業時における石綿ばく露防止対策について、関係機関等と連携して推進します。

また、解体等の仕事の発注者に対しては、事前調査を踏まえた経費や工期の配慮、石綿等の使用状況等の通知の促進等について指導を行います。

(エ) 熱中症予防対策

近年の夏季における最高気温の上昇等を踏まえ、建設業、製造業、警備業等、夏季に暑熱な環境で作業を行う事業者等に対し、引き続き職場における「熱中症予防対策」を周知し、必要な指導を行います。

エ 原子力発電所に対する総合的な対策

九州電力の本店及び原子力発電所を管轄する関係労働局と連携し、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓等を踏まえた原子力施設における安全衛生管理対策」等について、確認と必要な指導を行うとともに、原子力発電所内で行われる建設工事についても的確に指導を行います。

オ 職場における受動喫煙防止対策

事業者及び事業場の実情に応じた受動喫煙防止対策が努力義務であることを踏まえ、集団指導等あらゆる機会を通じて職場での受動喫煙防止対策の必要性並びに「受動喫煙防止対策助成金」等の内容を周知啓発し、事業場における取組の更なる促進を図ります。

カ 治療と職業生活の両立支援対策

労働者に対する治療と職業生活の両立支援については、佐賀産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、事業者をはじめとした関係者に対して「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」の周知を行います。

また、局が主体となって、関係者（県、医療機関等）の協議会を立ち上げ、関係者による連携した両立支援の取組の促進を図ります。

(5) 働き方・休み方改善の推進

ア 働き方改革・休暇取得促進

年次有給休暇取得による連休の実現「プラスワン休暇」を図る取組として、連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始及びゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を行います。

また、佐賀労働局幹部が働きかけを行った企業については、「働き方・休み方改善ポータルサイト」における企業の取組事例等の情報提供を行い、好事例については同サイトへの掲載を推奨します。

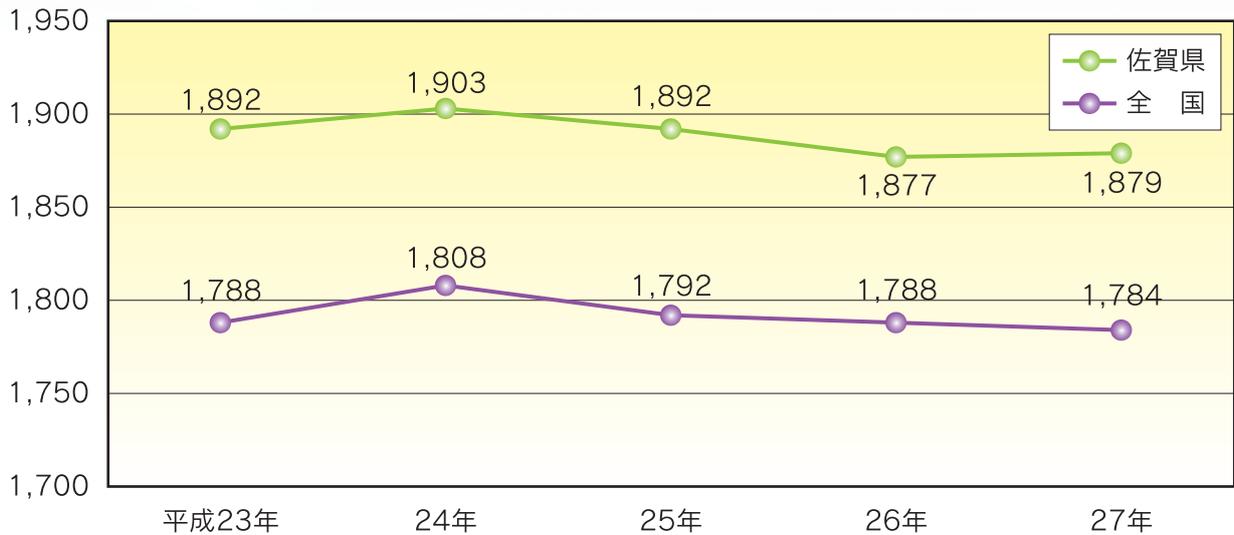
イ 仕事と生活の調和実現に向けた働き方・休み方の見直し

働き方・休み方の見直しを促進するため、特に年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長

い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の周知・啓発を行うとともに、企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及等に向けた周知・啓発を行います。

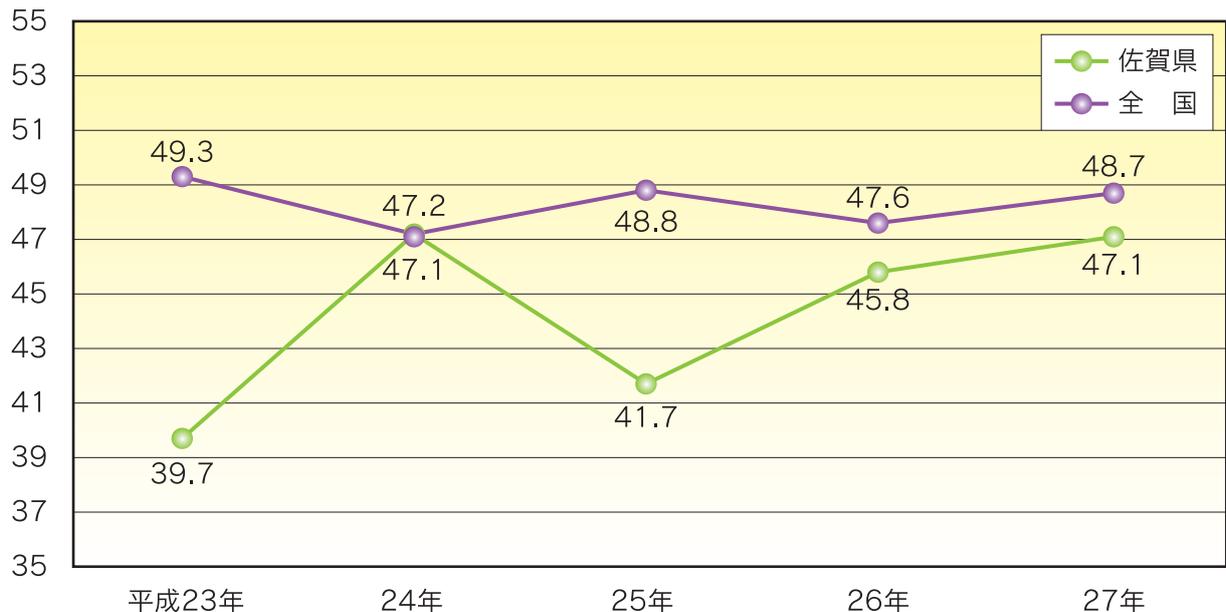
さらに、働き方・休み方改善コンサルタントが企業を訪問し、働き方・休み方の見直しのための助言・指導の実施や労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業等に対して助成を行い、仕事と生活の調和の実現を支援します。

(時間) 労働者1人平均年間総実労働時間の推移 (調査産業計、規模30人以上)



資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
 (注) 数値は、年平均月間値を12倍して四捨五入したもの

(%) 労働者1人平均年次有給休暇取得率の推移



資料出所：全国は厚生労働省「就労条件総合調査」
 佐賀県は佐賀県「労働条件等実態調査」（平成21年以前は「労使関係実情調査」による）

(6) 地方創生の推進

ア 佐賀県との雇用対策協定締結を通じた地方創生の推進

雇用対策法第31条に基づく雇用対策協定である『佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』を新たに締結の上、地域のニーズを踏まえた事業計画（多様な人材への就職支援、佐賀を支える産業の人材確保・育成、働き方改革）を策定し、佐賀県との連携の下、各種取組を推進します。



平成29年3月17日「佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定」締結式

イ 一体的実施事業の実施

えびすワークさがし（佐賀市）、ジョブナビ鳥栖（鳥栖市）、CoGoカラ（唐津市）において、国が行う無料職業紹介サービス等と自治体が行う福祉サービス等を一体的に展開する「一体的実施事業」を実施し、生活保護受給者等が就職・定着するまでのきめ細かな支援を各市と連携して展開します。

ウ ふるさとハローワーク事業（市町村連携型）の実施

「多久市ふるさとハローワーク」において、ハローワーク同様の求人情報の提供、職業相談・職業紹介を実施します。

(7) 総合的ハラスメント対策の一体的実施

いわゆるマタニティハラスメントやパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなど職場におけるハラスメントについて、雇用環境・均等室において一体的にハラスメントの未然防止を図るよう事業主に促すとともに、相談への迅速な対応を行います。

ア 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策の推進

妊娠・出産、育児休業等しながら継続就業しようとする労働者の就業環境を整備するため、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を事業主が講じるよう、また適切な事後対応が行われるよう指導を行います。

また、相談にあたっては、労働者の立場に配慮しつつ、迅速・丁寧に対応をすすめていくとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合は、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行います。

イ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

各種講演や指導の際に、パンフレットやポスター、ポータルサイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)等を活用して、パワーハラスメントの予防・解決に関する周知を図るとともに、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の普及により、労使の具体的な取組の促進を図ります。

ウ 職場のセクシュアルハラスメント対策の推進

企業において、実効あるセクシュアルハラスメント防止対策等が講じられるよう、また、適切な事後対応がなされるよう指導を行います。

また、セクシュアルハラスメントに関する相談に対し、労災請求に関する相談窓口を必要に応じて案内するなど適切に対応します。

(8) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金の適正な改定を行い、その周知と履行確保を図ります。

また、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援として、業務改善助成金及び専門家派遣・相談等支援事業の周知を行い、活用を促進します。

佐賀県の最低賃金

最低賃金の種類		1時間	効力発生年月日
佐賀県(地域別)最低賃金		715円	平成28年10月 2日
特(産業定別)	一般機械器具製造業関係	810円	平成29年 1月 7日
	電気機械器具製造業関係	774円	平成28年12月31日
	陶磁器・同関連製品製造業	716円	平成28年12月30日

(9) 個別労働関係紛争の解決の促進

ア 総合労働相談コーナーの機能強化

労働問題の「ワンストップ・サービス」拠点として機能強化を図り、個別労働紛争解決の促進を図ります。

イ 効果的な助言・指導及びあっせんの実施

労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんについて、個別労働関係紛争の迅速・適正な解決を目指します。また、あっせんについては、参加率の向上を図ります。

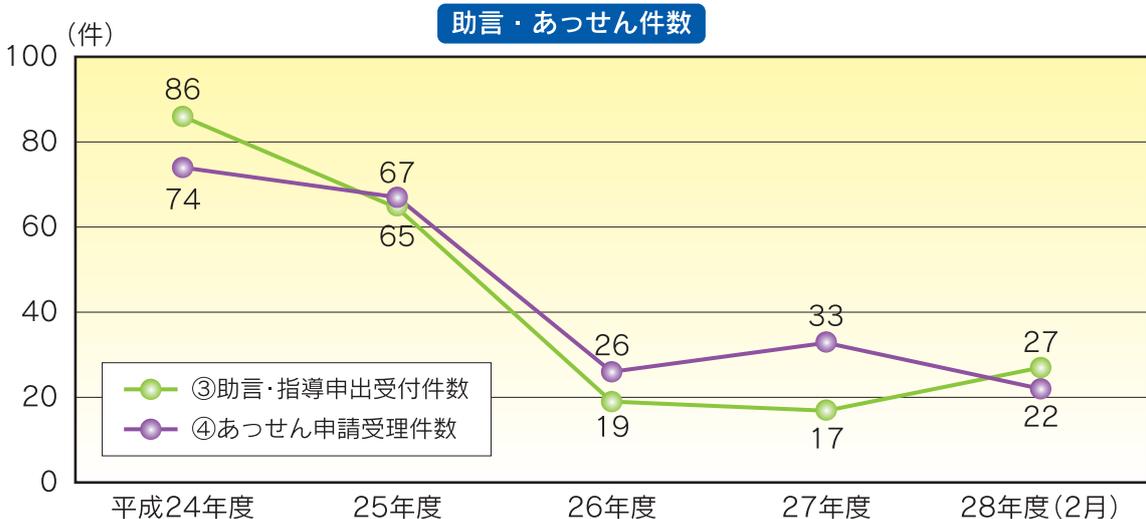
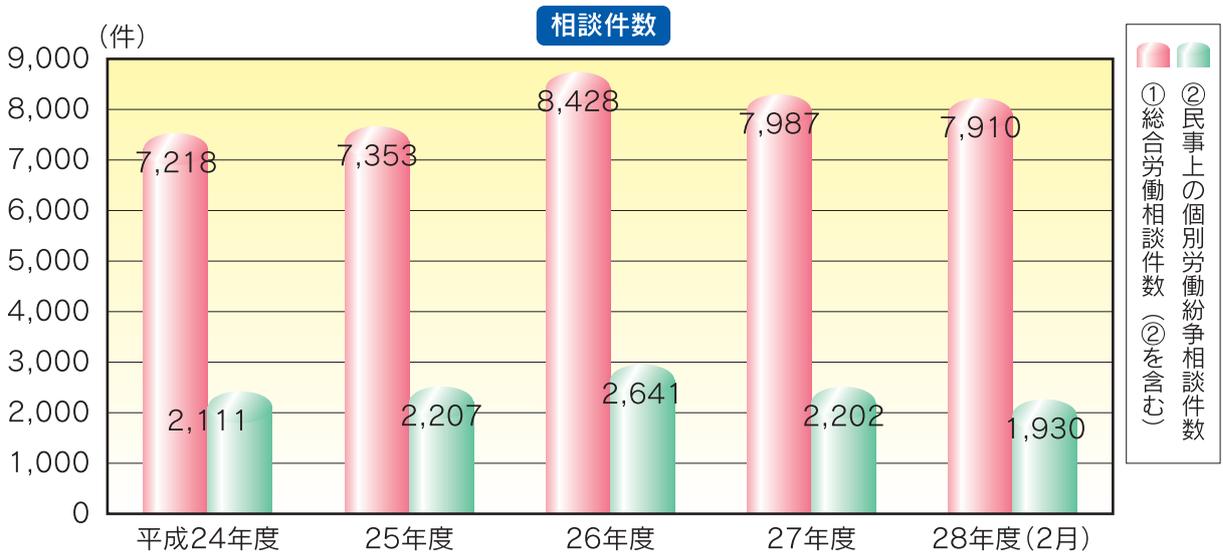
ウ 制度の周知及び自主的な紛争解決の促進

個別労働関係紛争解決制度について、ホームページや関係機関等を活用し、あらゆる機会をとらえ、効果的な周知・広報を図ります。

エ 関係機関・団体との連携強化

個別労働関係紛争解決制度について、ホームページや関係機関等を活用し、あらゆる機会をとらえ、効果的な周知・広報を図ります。

佐賀労働局における個別労働紛争処理状況（平成24年度～28年度）



女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画に向けた対策の強化

(1) 女性の活躍推進

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の実効性確保



「えるぼしマーク」

(ア) 一般事業主行動計画の策定促進等

女性活躍推進法に基づき、管理職に占める女性比率など女性の活躍推進に向けた「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられている301人以上の企業に対し、同計画に沿った取組が進むよう助言し、女性の活躍を推進するための取組を推進します。

また、同法に基づく認定制度「えるぼし」を申請する企業が増えるよう、認定申請に向けた取組についても併せて促進します。

(イ) 女性活躍加速化助成金等の活用による取組の促進

女性活躍推進法に基づき、女性活躍のための取組目標を掲げ、目標達成した企業に支給する「女性活躍加速化助成金」の活用を促し、中小企業における女性活躍のための取組を支援します。

イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

労働者が職場において性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法に基づく指導を積極的に行います。

ウ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

(ア) 育児・介護休業法の確実な履行確保

希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロの実現に向け、育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整備するため、平成29年1月1日から施行された改正育児・介護休業法の確実な履行の確保を図ります。

(イ) 両立支援に取り組む事業主に対する支援

企業における仕事と家庭の両立を支援する取組をさらに促進するため、「両立支援等助成金」の効果的な周知を図り、事業主による円滑な活用を促します。

(ウ) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定・届出が努力義務となっている労働者数100人以下の企業に対し、行動計画の策定・届出を促し、仕事と子育ての両立

を図ることができる職場環境をさらに充実させます。

また、あらたな認定基準の周知を図るとともに「くるみん」・「プラチナくるみん」マークの一層の周知を図り、認定申請に向けた事業主の取組を支援します。



新マーク（平成29年度～）

(2) 若者の活躍推進

新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、フリーター等に対する正社員就職の実現に向けた支援等を推進することにより、将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、包括的な支援を行います。

ア 「若者雇用促進法」に基づく取組の推進

「若者雇用促進法」に基づき、

- ① 新卒者の募集を行う企業に対する職場情報の提供の仕組み
- ② ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理
- ③ 若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度

(ユースエール認定制度)

等の施策を積極的に周知し、取組を推進します。



イ 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援

(ア) 佐賀新卒者等就職応援本部の開催

労働局、佐賀県、県内の労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする当該本部会議の開催により、新卒者等の就職支援を実施します。

(イ) 新卒応援ハローワーク及び学卒ジョブサポーターによる支援

各種就職面接会及びセミナー等の開催や、学卒ジョブサポーターによる就職支援等を実施します。未内定者に対しては、高校及び大学等と連携の上、担当者制によるきめ細かな職業相談等の就職支援を強化します。

(ウ) 職業意識形成

高校在学中の早期から、働く意義や職業生活についての講習（職業講話）、就職への動機付けや就職活動の実践面の指導等を行う就職ガイダンスや、高校内企業説明会、応募前職場見学等を実施します。

(エ) 職場定着に向けた職業指導等の実施

従業員の離職を防止し、継続した就業に向けた事業主の取組を支援する「就業継続サポートプラン」を実施します。また、若者の正社員就職を支援するため、既卒3年以内の者や中退者を対象として創設された「三年以内既卒者等採用定着奨励金」の活用を促進します。

ウ ハローワークにおけるフリーター等の正社員就職の支援

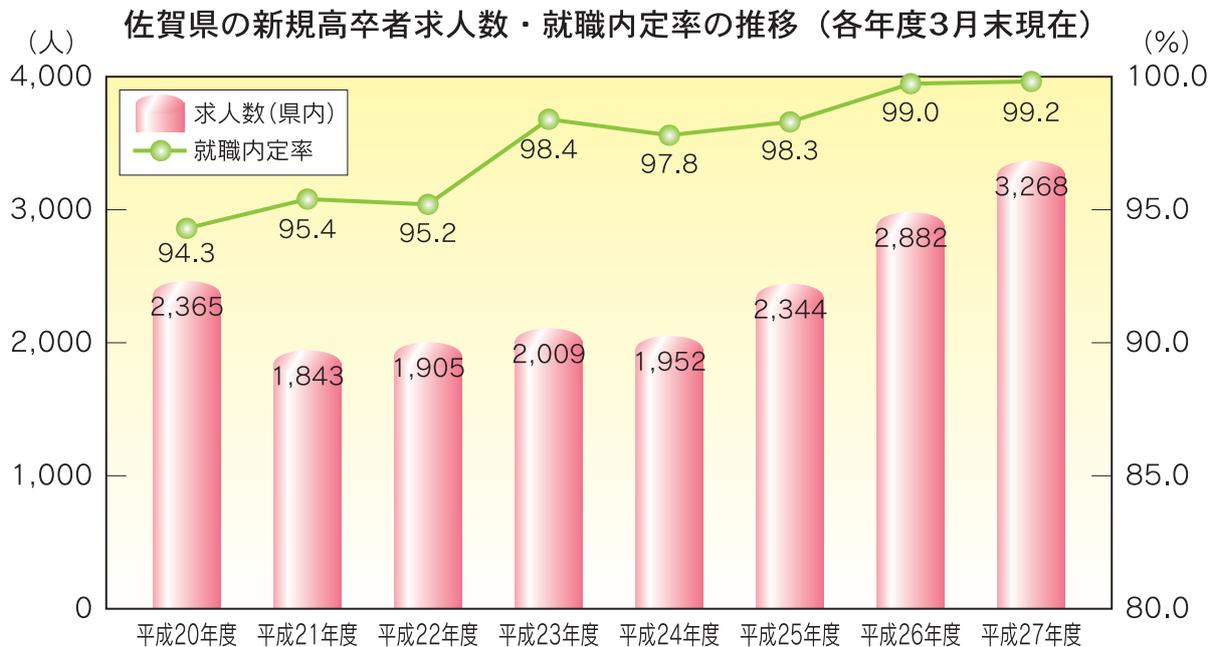
担当者制による個別支援を徹底し、職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、トライアル雇用奨励金及びキャリアアップ助成金、職業訓練の活用促進により、フリーター等の正社員就職を支援します。

エ 地域若者サポートステーションとの連携

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である「さが若者サポートステーション」及び「たけお若者サポートステーション」との連携により、就労希望者に対する効果的な支援を実施します。

オ ユースエール認定制度・若者応援宣言事業の推進

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理が優良な中小企業に対する認定制度（ユースエール認定制度）や、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を公開して若者を採用・育成する中小企業を積極的にPRする「若者応援宣言事業」の積極的な周知・広報等を行うとともに、これら認定企業等については重点的なマッチングを図ります。



資料出所：佐賀労働局職業安定業務統計

(3) 高齢者の活躍推進

ア 高齢者雇用確保措置未実施企業への指導

希望者全員65歳までの高齢者雇用確保措置（定年の定め廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度導入のいずれかの措置）を講じていない事業主に対し、関係団体と連携し、企業名公表も視野に入れた強力な指導を実施します。

イ 高齢者等の再就職の援助・促進

ハローワークにおいて、きめ細かな職業相談・職業紹介等を行うとともに、職場見学、技能講習、管理選考等を一体的に実施する高齢者スキルアップ・就職促進事業を民間団体に委託し、高齢者の再就職を支援します。

併せて、特定求職者雇用開発助成金等の各種助成制度の活用を図ります。

ウ 生涯現役社会の実現に向けた取組

高齢者が健康で、働く意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現のため、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構佐賀支部と連携し、高齢者雇用アドバイザー制度の活用や65歳超雇用推進助成金をはじめとした高齢者雇用に関する事業主に対する助成金制度の積極的な活用を図ります。

エ シルバー人材センター事業等の推進

各シルバー人材センターにおける就業機会の拡大、会員の拡大、就業時間の要件緩和などの取組を支援することにより、高齢者の多様な社会参加を推進します。

佐賀県における高齢者雇用確保措置の状況（平成28年6月1日現在）

集計対象企業1,066社

雇用確保措置を実施している企業 1,058社（99.2%）

■定年制なし 16社（1.5%）

■65歳以上定年 156社（14.7%）

■希望者全員65歳以上の継続雇用制度 543社（51.3%）

■基準該当者65歳以上の継続雇用制度（経過措置適用企業） 343社（32.4%）

雇用確保措置未実施企業 8社（0.8%）

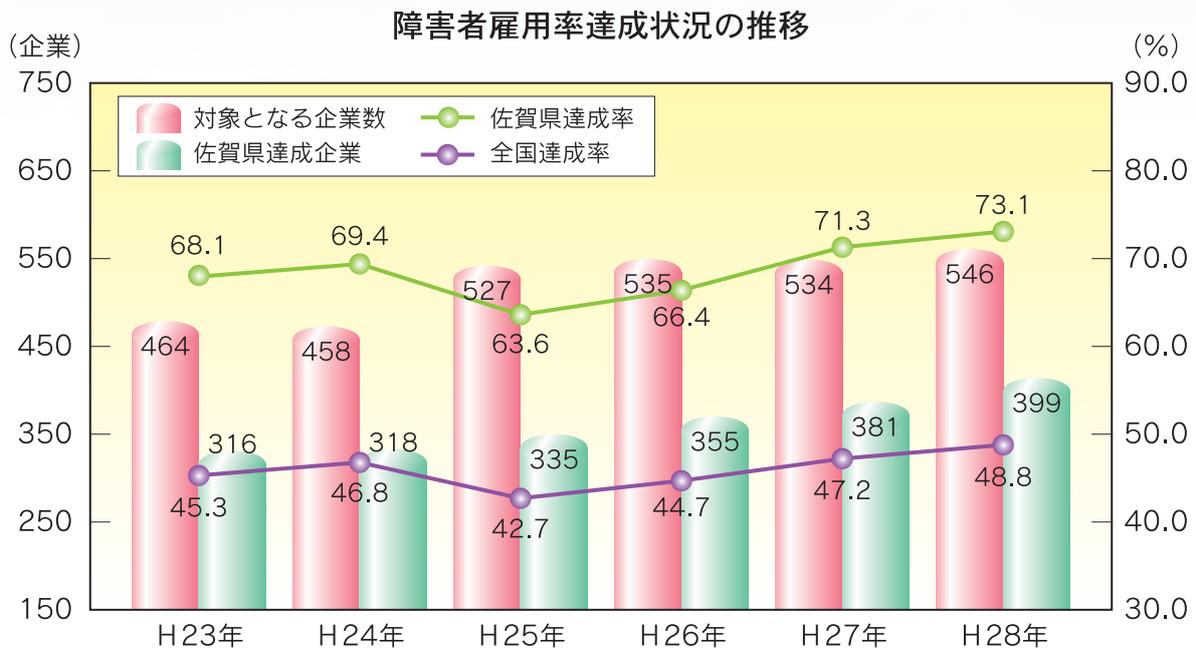
※（ ）内は集計対象企業数に対する割合
※対象31人以上企業規模

資料出所：平成28年「高齢者の雇用状況」集計結果

(4) 障害者等の活躍推進

ア 障害者雇用率達成指導の厳正な実施等

法定雇用率未達成企業の75.5%を占める一人不足企業、同51.7%を占める0人雇用企業及び全国と比べて取組が遅れている大企業を重点指導対象として効果的な個別指導を実施するとともに、未達成の公的機関に対する指導を徹底します。



資料出所：「障害者雇用状況報告」の集計結果より

イ 多様な障害特性に応じた就労支援・定着支援の充実

(ア) ハローワークにおける支援の推進

関係機関と連携した個別求人開拓の実施や就職面接会の開催、トライアル雇用事業等の各種雇用支援策を効果的に活用し、障害者一人ひとりの状況に応じた的確できめ細かな就職支援を実施します。

(イ) 精神障害者に対する就労支援

ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、求職者及び事業主支援に取り組むとともに、トライアル雇用事業やジョブコーチ制度の活用を促すなど、雇用促進及び職場定着に向けた総合的かつ継続的な支援を実施します。

(ウ) 発達障害・難病患者への就労支援

発達障害等の要因により課題を抱える方に対して、就職支援ナビゲーター等による個別支援を実施するとともに、希望に応じ適切な専門支援機関への誘導等、特性に配慮した支援を実施します。

難病患者については、ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病相談・支援セン

ター等の関係機関と連携を図るなどにより雇用の促進を図ります。

(エ) 障害者の職場適応・定着等に取り組む事業者への支援

企業が安心して障害者雇用に取り組むことができるよう、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した職場定着支援を実施します。

(オ) 県と連携した障害者に対する委託訓練の実施

障害の重度化・多様化が進む中、福祉・教育から雇用・就労への移行を促進するため、佐賀県の就労支援コーディネーターと連携を図り、委託訓練を実施します。

ウ がん等の疾病による長期療養が必要な者に対する就労支援

がん患者等、長期療養者の就労支援を効果的及び効率的に推進するため、佐賀県及びがん診療連携拠点病院等と連携し、ハローワークの窓口はもとより、病院への定期的な巡回相談を通じた就労支援に取り組みます。

(5) 特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進

ア 生活保護受給者等生活に困窮する者の就労支援

生活保護受給者や「生活困窮者自立支援法」の支援対象者等の生活困窮者の就労による自立を促進するため、地方自治体とのチーム支援や福祉事務所への巡回相談による就労支援に取り組むとともに、就職後の職場定着に向けた積極的なフォローアップを実施します。

イ ひとり親に対する就業対策の推進

ひとり親に対して、地方自治体や関係機関との連携のもと、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介、個々のニーズに即した支援を実施します。

また、8月の児童扶養手当の現況届提出時に、地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口の開設を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」に取り組みます。

(6) ハローワーク等におけるマッチング機能の強化

ア 効果的なマッチングの推進

ハローワークシステムの検索機能を最大限活用し、より積極的（能動的）なマッチングの提案を行うため、求人票記載内容の充実を支援するとともに、画像情報などのより詳細な事業所情報を収集・整備し、効果的に提供してマッチングの精度を高めます。

(ア) 求人充足サービスの強化、求職者支援の強化

求人担当制や求職担当制を積極的に活用して一貫した就職支援を実施するとともに、職業紹介

に当たっては、ハローワークの全国ネットワークの強みを活かし、ハローワーク間の連携を強化します。

(イ) 労働市場の的確な分析及び情報の提供

求人者及び求職者に対して、職種別求人・求職の状況、求人賃金の水準など、労働市場に関する有効な情報を提供するとともに、各ハローワークの一般職業紹介状況等の情報について、局ホームページを活用して広く情報提供を行います。

(ウ) 求職者の個々の状況に的確に対応した就職支援

雇用保険受給者及び就職活動のプロセスに複数又は深刻な課題を抱える者に対する早期再就職を図ります。また、就職支援ナビゲーターによる体系的かつ計画的できめ細かな就職支援を行う再就職支援プログラムを実施します。

(エ) 上記(ア)～(ウ)を推進することにより、ハローワークにおける就職者数(常用)を16,600件以上、求人(常用・受理地ベース)の充足件数を15,754件以上とすることを目指します。

(オ) ハローワークの求人・求職情報の提供等

労働市場全体の需給調整機能の向上を図り、地域における雇用対策を一層充実させるため、ハローワークの求人・求職情報提供ネットワークからオンラインで、職業紹介事業を行う民間人材ビジネスや地方自治体等に対し求人・求職情報を提供します。

イ 雇用保険受給者の早期再就職の促進

雇用保険受給者の再就職に向けた就職意欲の喚起と就職に必要な知識等を付与するための就職支援セミナーの実施、再就職手当、公共職業訓練等の積極的・効果的活用を図る等により、早期再就職に向けた支援を実施します。

事業主のみなさまへ

(各種の制度)

助成金の詳しい要件など、
ご遠慮なくお問い合わせ
ください

従業員の採用や雇用管理改善のために **ご利用ください**

どんな時?	助成金等の名称	問い合わせ先	TEL
雇用増の取組などを行うとき	地域雇用開発助成金 労働移動支援助成金 生涯現役企業支援助成金 雇用促進税制	パワーアップ! 労働局職業対策課 労働局職業対策課 労働局職業対策課 労働局職業安定課	0952-32-7173 0952-32-7173 0952-32-7173 0952-32-7216
若者、非正規社員を雇用したり、育成するとき	キャリアアップ助成金 ユースエール・若者応援企業宣言 トライアル雇用奨励金	パワーアップ! 労働局職業対策課 労働局職業安定課 労働局職業対策課	0952-32-7173 0952-32-7216 0952-32-7173
育児等で1年を超えて安定した職業に就いていなかった人を雇用するとき	トライアル雇用奨励金	労働局職業対策課	0952-32-7173
中高年齢者を雇用するとき	トライアル雇用奨励金 特定求職者雇用開発助成金	労働局職業対策課	0952-32-7173
障害のある人を雇用するとき	トライアル雇用奨励金 特定求職者雇用開発助成金 障害者雇用安定奨励金	パワーアップ! 労働局職業対策課	0952-32-7173
雇用調整を行うとき	雇用調整助成金	労働局職業対策課	0952-32-7173
職業訓練を行うとき	人材開発支援助成金 キャリアアップ助成金	パワーアップ! 労働局職業対策課	0952-32-7173
仕事と家庭の両立を支援するときや女性の活躍を推進するとき	両立支援等助成金 育児休業給付 くるみん税制	 労働局雇用環境・均等室 労働局職業安定課 労働局雇用環境・均等室	0952-32-7218 0952-32-7216 0952-32-7218
労働時間、休日等を改善するとき	職場意識改善助成金 働き方・休み方改善コンサルタント	労働局雇用環境・均等室 労働局雇用環境・均等室	0952-32-7218 0952-32-7167
喫煙室等の設備を設置・改修するとき	受動喫煙防止対策助成金	労働局健康安全課	0952-32-7176
業務効率と賃金の改善を行うとき	業務改善助成金	労働局雇用環境・均等室	0952-32-7218

このほかにも、いろいろな支援制度や助成金などがあります。

- 従業員の採用や、求職活動などのご相談は → **各ハローワーク**
- 労働条件などのご相談は → **各労働基準監督署**
- 女性の能力発揮、育児・介護休業、パートタイム労働者の雇用管理に関するご相談は → **局雇用環境・均等室**

佐賀労働局各機関のご案内

■佐賀労働局

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎

総務部（佐賀第2合同庁舎4階）

- 総務課
TEL 0952-32-7155 FAX 0952-32-7156
- 労働保険徴収室
TEL 0952-32-7168 FAX 0952-32-7151

雇用環境・均等室（佐賀第2合同庁舎3階・7階）

- （労働相談）
TEL 0952-36-6205、0952-32-7167
- （企画・助成金）
TEL 0952-32-7218

労働基準部（佐賀第2合同庁舎4階）

- 監督課
TEL 0952-32-7169 FAX 0952-32-7182
- 健康安全課
TEL 0952-32-7176
- 賃金室
TEL 0952-32-7179
- 労災補償課
TEL 0952-32-7193

職業安定部（佐賀第2合同庁舎6階）

- 職業安定課
TEL 0952-32-7216 FAX 0952-32-7223
- 需給調整事業室
TEL 0952-32-7219
- 職業対策課
TEL 0952-32-7217
（助成金担当）TEL 0952-32-7173
- 訓練室
TEL 0952-32-7216

■佐賀労働局案内図



■労働基準監督署

- 佐賀労働基準監督署（総合労働相談コーナー）
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階
TEL 0952-32-7133 FAX 0952-32-7157
- 唐津労働基準監督署（総合労働相談コーナー）
〒847-0041 唐津市千代田町2109-122
TEL 0955-73-2179 FAX 0955-74-6583
- 武雄労働基準監督署（総合労働相談コーナー）
〒843-0023 武雄市武雄町昭と758
TEL 0954-22-2165 FAX 0954-22-2168
- 伊万里労働基準監督署（総合労働相談コーナー）
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64
TEL 0955-23-4155 FAX 0955-23-4157

■公共職業安定所（ハローワーク）

- 佐賀公共職業安定所
〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15
TEL 0952-24-4361 FAX 0952-26-6453
- ヤングハローワークSAGA・新卒応援ハローワーク
〒840-0826 佐賀市白山2丁目2-7 KITAJIMAビル2階
TEL 0952-24-2616 FAX 0952-26-6593
- 唐津公共職業安定所
〒847-0817 唐津市熊原町3193
TEL 0955-72-8609 FAX 0955-74-1808
- 武雄公共職業安定所
〒843-0023 武雄市武雄町昭と39-9
TEL 0954-22-4155 FAX 0954-22-4862
- 伊万里公共職業安定所
〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25
TEL 0955-23-2131 FAX 0955-22-7659
- 鳥栖公共職業安定所
〒841-0035 鳥栖市東町1-1073
TEL 0942-82-3108 FAX 0942-83-8428
- 鹿島公共職業安定所
〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3
TEL 0954-62-4168 FAX 0954-62-9947

佐賀労働局ホームページアドレス

<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。